

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月14日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20520630

研究課題名（和文） フランス第二帝制の万博政策と地域権力に関する基礎研究

研究課題名（英文） Basic Study on the Local Politics in Bordeaux around the Universal Expositions of Paris under the Second Empire

研究代表者

野村 啓介（NOMURA KEISUKE）

東北大学・大学院国際文化研究科・准教授

研究者番号：00305103

研究成果の概要（和文）：

フランス第二帝制下パリ万国博覧会（万博政策）との関連で、貿易都市ボルドーにみる地域権力のありかたをワイン出品過程に注目して探り、そこに大商人層（中軸にボルドー商業会議所構成員）の支配的地位が動揺しつつある実態を明らかにした。それは彼らの利害と関係深い葡萄栽培・ワイン製造の危機的局面とも重なり、背景には大商人層の地方政治回路からの相対的後退があったと考えられる。この事態と帝制権力の関係については、さらなる分析を要す。

研究成果の概要（英文）：

In the context of organizing the Universal Expositions of Paris under the French Second Empire, analyzing the process of preparing a wine presentation in the department of Gironde, we found the powers of *négociants* (their leading persons belonged often to the *Chambre de commerce de Bordeaux*) more or less weakened in local politics. This phenomenon corresponds to a crucial crisis in wine production, and on the background seems to lie a relative retreat of *négociants* from the local politics, for which we should still examine unsettled questions of an eventual intrusion of the imperial power into a level of locality (*réseau du pouvoir local bordelais*).

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：フランス近代史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：ナポレオン3世、パリ万国博覧会、ボルドー、ワイン、地域権力

## 1. 研究開始当初の背景

従来、ビュテルやカヴィニャクらによる、18世紀～19世紀前半期の経済エリート層の主要部分をなす商人家系の研究は、都市指導層が外国出身商人をふくむ一定の大商人の寡頭制によって特徴づけられることを解明

し、またルディエの醸造史的研究やマーカムの「1855年格付」分析は、ワイン生産地の社会経済的構造や大商人層とボルドー市近郊のワイン生産地（とりわけメドック地区）の関係性などをかなり詳細に明らかにした。他方、私はボルドー商業会議所構成員を中心と

する都市指導層に視点を定め、19世紀をつうじた構成員の持続と変容を分析し、とりわけ第二帝制期が独系商人不在の時期であり、また同時期が旧来の大商人層から新興商人層へという人的構成の変動にいたる過渡期にあたることを明らかにしてきた。

しかし以上の諸研究は、地域権力のありかたの実態や、それと帝制との関係を正面から問題にすることはなく、純然たる地域史的枠組ないしはワイン史的枠組を越えることがなかった。つまり、ジロンド県会、ボルドー市会など、他の地域権力諸機関をも視野にいられた地域権力の構造分析、およびそれとボナパルト体制との関係史的分析は未着手のままである。同様に、フランス第二帝制下の地域レベルでの政治権力のありかたを、一次史料の分析によって具体的に解明する作業は、いまだ多く残されており、同様にそのために収集されるべき未使用の史料もまた多い。

## 2. 研究の目的

そこで本研究は、帝制の統治理念が地域レベルでどのように作用し、またそれに対して地域社会の側からいかなる反作用がなされたのかを実証的に探る事例研究として構想された。注目したのは、帝制の統治論理をよく反映すると考えられる1855年および1867年に開催されたパリ万国博覧会の理念と組織化〔以下、万博政策〕の時期に着目し、19世紀をつうじ（とりわけ第二帝制期に）すぐれて「ワインの街」という個性を強化しつつあったボルドー都市社会の意向を体現する都市指導層（ないしそれらが織りなす地域権力）にアプローチすることとした。

より具体的には、①都市指導層の人的構成と②ワインをめぐる利害、および③その両者の関係性（とその変容）を万博政策への対応に即して分析することにより、当該期における地域権力の構造と機能にアプローチし、ボナパルト体制下の中央・地方関係を考察する手がかりとすることとした。その際、地域の側における積極的・能動的ベクトルを析出することをめざし、もって従来の第二帝制論（「権威帝制論」など）を再検討するための史的素材を得たいとの思惑もある。それゆえ本研究は、従来の私自身によるボルドー地域史研究を深めつつ、地域権力の史的特質を具体的に究明し、その枠組から第二帝制の統治構造にアプローチするための基礎的作業をなすものである。

なお本研究は、地域権力の内実態を探る鍵がボルドー商業会議所とワイン利害の関係にある、との作業仮説にたった。実際に、同会議所は「ワイン生産はフランスの富の真の源泉」との主張をもち、またジロンド県万博委員会の存在にもかかわらずパリ万博へ

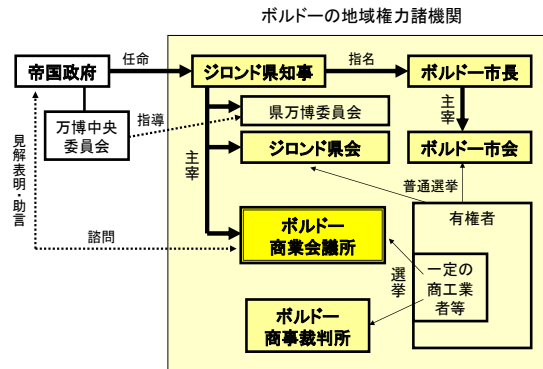
のワイン出品に関する主導権を保持しつづけるなど、ボルドー地域権力の軸として行動しつづけた（あるいは、少なくとも表面的にそのように観察しうる）からである。したがって、ボルドー商業会議所の構成員ならびにそのワイン利害の究明を軸に、地域権力のありかたを検討していくこととした。

## 3. 研究の方法

具体的には、以下のとおり課題を設定し、それぞれの研究方法を設定した。

### (1) 社会構造分析：

地域レベルといえども、その権力構造に迫る試みは決して容易ではない。そこで本研究では、次図にみる公的機構を手がかりに、それらを有力な地域権力の保持者（ないし参画者）と想定しつつ、上述のごとくボルドー商業会議所をその基軸をなすとす作業仮説にもとづいて分析をすすめた。



すなわち、ボルドー商業会議所構成員を中心に、その他の政治機構（ジロンド県会、ボルドー市会等）など都市指導層の構成員を特定することにより、地域権力の人的構成を知ることが第一の課題となる。次に、そうして明らかになった人的構成における兼業実態を調査し、会議所構成員を基軸とする地域権力のネットワーク（ないし地域権力圏）ともいえるものを浮き彫りにする試みがとりくまれる。主な史料は、ジロンド県文書館とボルドー市立文書館に保管される選挙記録・議員名簿等である。

### (2) 言説分析：

パリ万博をめぐる、帝制側とボルドー側それぞれの言説を整理するため、次の二段階にわけて作業する。

①まず、帝制側の指導理念や対地方スタンスについて理解するため、帝制当局の万博政策に関する調査をすすめる。これには、第二帝制史研究の枠組でパリ万博をあつかった研究書を調査し、帝制当局側の論理を包括的に把握する。

②次に、パリ万博組織化の過程におけるパリとボルドーの間の交渉に注目し、パリ万博をめぐる帝制当局側の論理を視野に入れつつ、ボルドーにおける万博政策への対応、およびワイン出品をめぐる利害状況を探る。主な史料は、ジロンド県文書館とボルドー市立文書館に保管されるボルドー側の地域権力を体現する機関(多くはボルドー商業会議所)と政府・中央委員会とのあいだで交わされた書簡、報告書、ジロンド県万博委員会の議事録である。

### (3) 構造と言説の関係分析：

上記(1)および(2)の関係性(とその変容)を総合的に考察する。ここでは、当該期において、いかなる地域権力の存在が想定されるのか、またそこにおけるボルドー商業会議所構成員(ひいては商人層)の位置づけにどのような変化がみられたのか、といった側面について検討し、もってボルドーという都市を中心に編みだされる地域権力の歴史的個性を明らかにする。さらにすすんで、こうして明らかとなった地域権力のありかたを、ボナパルト体制下における中央・地方関係の枠組においても検討し、新たな知見を得るための手がかりとする。

### (4) 今後の課題についての整理

課題を整理し、これらをふまえた今後の研究についての展望を提示する。

## 4. 研究成果

不可抗力であったとはいえ、本研究計画を変更せざるをえない事情が生じたことは残念であった。研究計画第2年目には、出張先のフランスにおいて、研究を遅延せしめるやむをえない事情(渡仏初日に窃盗被害)により、予定した滞仏と資料収集がまったく不可能となった。また、研究の第3年目には東日本大震災の影響により、万全の状態の研究に従事できない期間が約1か月間ほど続いた。

これにより、当初に予定していた計画は微調整を余儀なくされたが、分析上の工夫をくわえることによって、本研究の目標であったところの、帝制統治と地域権力の関係を探るための必要最小限の作業は可能となり、ある程度の基本的知見は得られた。ここにいう分析上の工夫としては、1855年と1867年の両万博を総合的に比較検討する当初の方針を微修正し、前者に比重をおいてボルドーの地域権力の性格を析出することとし、すでに分析したことのある1860年の砂糖関税問題に関する手元の史料を、本研究との関連で再分析することによって、ワイン問題と砂糖問題の内的関連性を究明することとした。

作業内容の詳細は、以下のとおりである。

第一に資料調査については、主としてジロンド県文書館およびボルドー市立文書館において、質・量ともに充実したものを収集することができ、上述の研究の遅延を軽減するのに十分であった。たとえば、収集できたボルドー商業会議所やジロンド県会などの会議体の議事録が、言説分析に不可欠の中心的史料であることはいままでもない。また、ボルドー市長兼ジロンド県万博委員会委員長A. ゴティエの日記を、1854年から1855年までの分について収集できたことも大きい。この日記は、彼の目からみた当時の地方政界や万博準備過程を当事者による生の声で知ることのできる一級史料である。

唯一の誤算は、ゴティエの日記の筆跡がきわめて難解であり(フランスの研究者にとってさえも)、解読にかなり長い時間がかかりそうだという点であり、本研究終了直後に公表する予定の論文に生かすことができそうなのは、その一部にとどまりそうである。とはいえ、その程度でさえ、一級の史料から読みとれる情報はきわめて貴重であり、成果の充実化に貢献するものと思われる。

なお、近年になって、有力ネゴシアン家系の私文書が次々とボルドー市立文書館に寄託されはじめ、中には参照に所有者の事前許可が必要なものであることが判明した。こうした新史料の出現は本研究が当初から想定していたものではなかったが、今後の研究のために必要になりそうなものも含まれているとみられ、その意味では有意義な発見であった。

第二に、研究内容については、上の諸資料をなおも分析中ではあるが、従来の研究史において地域権力との関連で中心的な研究対象とされることがほとんど皆無だったワイン製造・販売をめぐる諸利害、それと地域権力との関係について、興味深い史実がみいだされるなどした。以下に、「3. 研究の方法」記載の内容と対応させる形で説明する。

### (1) 社会構造分析：

公的機構の人的構成には、少なからぬ人的重複、つまり同一人物が複数の機関を兼務する事例がみられる。たとえば、商業会議所会頭デュフル=デュベルジェはジロンド県議員と農業会議所員を兼務しており、かつてはボルドー市会議員、ボルドー市長を兼務したこともある。同一人物のみならず、ひいては同一利害層に属する人物群による複数公職の兼職によって、ジロンド県内に広がるいわば地域権力ネットワーク(ないし地域権力圏)ともいえるものが構造化されていたのではないかとの予測を強化することができた。換言すれば、ボルドー地域権力はその存

在を前提とするものと想定されるのであり、これを新たに確かな作業仮説として措定し、さらなる分析をすすめていく研究態勢がここに整ったことになる。

一般に、複数公職の兼職が多いほど、同一人物が複数の公的場（あるいは地域住民の面前）に姿をあらわすことになるとともに、地域権力は一定の利害に傾く傾向をもつと考えられる。第二帝制期がボルドー商業会議所構成員における支配的（ないし主導的）な貿易商人層の構造的過渡期であったとみられるにもかかわらず、依然として前体制期からの持続性の側面を色濃く残しているかにみえる実態は、実はそのような地域権力のネットワークによって支えられていたと考えることができるのではないか。しかし、こうした地域権力のありかたが県内に均質的に通底するとは考えにくい。つまり、地域内における偏差を考慮しつつ、そのような偏差を県全体の中でとらえかえすことが、残された課題ということになる。

ここに浮上した地域権力の構造（もちろんそれは、この段階で設定しえた作業仮説である）が、万博政策をめぐる言説において、どのように表明されることとなるのかを探るのが「(2) 言説分析」での課題となった。

## (2) 言説分析：

### ① 帝制の指導理念と対地方スタンス

帝制当局の言説には、サンシモン主義的傾向が明瞭にあらわれており、産業振興や中小生産者重視といった方向性が顕著であった。この思想的特徴は、工業生産部門にとどまらず、ワイン生産にとってもあてはまりそうである。なぜならば、ボルドー商業会議所（＝大商人層）と中央万博委員会（＝帝制当局）の間にみられたやりとりにおいて、ワイン生産者といえども「中小生産者を重視すべし」という原則を堅持する中央に対して、その原則を正面から否定することなく、ボルドーの格付ワイン（グランクリュ）を重視するみずからの立場をいかにして正当化するかということに腐心していたからである。

ボルドー商業会議所の主張は、その一部について、グランクリュ重視の姿勢を貫徹することに成功するという形で成就した。その反面、部分的にはあれ会議所は、ワイン単独出品（代表例シャトー・ラフィット）やエチケット貼付容認という形で、中小生産者重視の方向性を内包しうる原則もまた甘受せざるをえなかった（後述）。

ところで、ここに帝制当局の「個」とボルドー商業会議所の「集団」という論理的対比を読みとることは可能だろうか。なぜなら、既述のワイン単独出品やエチケットの問題は、商業会議所が個人的競争を招来し、それ

ゆえボルドーワインの一体性をつきくずすとして拒絶していたのだから。帝制統治の問題とも密接にかかわる側面として、新たな作業仮説にくわえ、今後の研究をすすめていく価値がある。

### ② ボルドー側の対応、ワイン出品をめぐる利害状況

1855年パリ万博へのワイン出品過程について、ジロンド県万博委員会およびボルドー商業会議所の議事録を分析した結果、万博出品が問題化した1854年前半期にはみられなかったワイン出品の動向が、同年12月にはいって急速に浮上したことが明らかとなった。それは商業利害によって主導された側面が強く、具体的には商業会議所内の会頭デュブル=デュベルジェ、ジョンストンらといった大商人層(négociants)が積極的にかかわっていた。その反面、葡萄栽培者(シャトー所有者)によって占められる県内各農業会議所では、むしろワイン出品に消極的な声が支配的だったようである。ただし、ワイン出品を推進した県万博委員の委員長ゴティエ(ボルドー市長)は商人ではなく、中小規模シャトーの所有者であるから、農業会議所の消極的にみえる態度を一般化することはできない。

ここで、ボルドー商業会議所はワイン出品に最初からかかわっていたわけではないということ、および1854年をつうじて砂糖関税制度の改革のために、補糖(シャプタリザシオン)や糖のアルコール転化などの問題が、ワイン醸造とのかかわりにおいて、政府当局に対してくりかえし表明していたことは注目に値する。とすれば、砂糖問題はワイン問題との関連でとらえられていたということであり、それは換言すれば、ワイン業利害におけるある種の危機感と表裏一体になって表明されていた商業界の立場であったといえる。(さらには、従来いわれるように本国・植民地関係の枠組にとどまるものではなく、より広い対外関係をもまきこむ奥深い問題群をさえ提供してくれるものである。)

次に注目すべきなのが、ボルドーワインのいわゆる1855年格付の問題である。その制定過程において表現される利害は、もっぱらメドック地区とグラヴ地区のシャトー(ワイン生産者)を重視するものであり、格付がジロンド県全体を視野にいれた上で作成されたものとはいえない。その反面、結果として商業会議所はグランクリュ重視の姿勢を貫徹したものの、会議所の意に反して単独出品に成功したシャトー・ラフィットのようなグランクリュも出現し、会議所(ひいては大商人層)の主導性に蔭りがみられることがあらわになった。

また、ここで浮上したのは、研究開始当初においてはその重要性を過小評価していた

ジロンド県農業会議所の存在である。その構成員は土地所有者や農業者であって、実質的には多くが葡萄畑所有者であり、なかにはブロンやアルマンなど数年後に商業会議所メンバとなる人物も名をつらねる。とはいえ、構成員の多くは中小のワイン生産者であって、少なくともグランクリュ利害の比重はきわめて小さいと考えられる。そこで、上述のとおり、農業会議所のワイン出品に対する消極的にみえる態度が、商業会議所の主導するワイン出品という動向と対照的なのは、一面においてグランクリュと中小生産者の利害的相違の表現であるとも考えうる。とはいえ、ゴティエの事例で言及したとおり、これを一般化できるかどうかは即断すべきではない。それゆえ農業会議所は、葡萄栽培とワイン製造（ひいてはワイン商業）の密接な関係をさらに深く分析するための有望な鍵になることが予想されるのである。

なお、農業会議所については、史料的問題を解消しなければならないという課題が残る。その構成員については、各種のアルマナク類によって知ることが可能だが、その議事録は文書館に断片的にしか残されていなかった。今後はこれを補完しうる史料の開拓が不可欠であるとともに、農業会議所の制度的特質や地域権力における位置づけをより深く分析していくという課題が残されていることはいうまでもない。

### (3) 構造と言説の関係分析：

総括的考察として、以上にみた構造と言説の関係分析をおこなうにあたり、すでに研究したことのある1860年の砂糖関税改革をめぐるボルドー商業界の世論に関する分析をふまえ、1855年パリ万博へのワイン出品をめぐるボルドー地域権力について再検討した。

私は以前に、「1860年の貿易自由化政策において、ボルドー商業会議所がワイン問題についてほとんど無関心にみえる態度を示したのはなぜか」という問題提起をしたことがある。その理由は、前述の砂糖問題との関連をからめて考えれば、かなり明らかになってくる。つまり、会議所はワイン問題に無関心だったのではなく、むしろ逆に、大きな関心をもっていたからこそ砂糖関税の立法過程に積極的に関与したと考えられるのである。

この会議所の態度は、商人層がシャトー所有者であったのみならず、ワイン製造者でもあったという両側面をもっていたこととあわせて考えれば、よく理解することができる。つまりワイン業利害にみる危機感（1850年代のウドンコ病 *oidium* により惹起されたワイン生産激減に起因する）の表明とは、製造者としての立場をすぐれて反映したものではなかったか、ということである。しかも、そ

れはグランクリュというよりも、それ以外のワイン利害（多く中小生産者としてのシャトーのそれ）として表明されたのではなかったか。こうした立場が、万博へのワイン出品に消極的だった農業会議所をリードするにいたったということは、十分に考えられる。

商業利害が農業会議所をリードしえた理由は、前者がまさに県内各地の葡萄栽培地域に根をはり、それゆえにそこを地盤としてジロンド県会や農業会議所などの公的機関に参画することが可能になっていたことと表裏の関係にあるということが考えられる。

こうした地域権力は、帝制権力に対してどのように対処したといえるのだろうか。「中小生産者を重視」するという万博の理念との関連でいえば、ワイン出品過程にみられたように、地域権力の主導的部分である大商人層（グランクリュ利害）がそれと競合していたことを指摘できる。ひるがえって、ジロンド県内では農業会議所に代表されるとみられる中小生産者が、そうした大商人層と競合するという図式である。ボナパルト体制成立期に「あきらめの境地」であれその支持基盤ともなった地域権力の主導的部分は、ワイン問題をつうじて、今度は帝制当局と共通する地盤にたつ中小生産者との対抗関係にいたるという皮肉な事態をむかえていたのである。

ここに、既述の「個」と「集団」の論理的対比をも考慮すれば、ボルドー側の論理（グランクリュ重視・ボルドーの一体性保持）は内外からの力に抗しながら、徐々に後退しつつあったのである。このことは、従来の地域権力保持層の弱体化を示すものといえ、より具体的には大商人層の地域権力からの相対的後退を意味するものと、さしあたり結論することができるだろう。

なお、さらに深い考察のために浮上するのは、国政をはじめ地方議会の選挙（およびそれへの行政介入）を分析する必要性である。選挙こそは、権力関係なるものを明示的に教えてくれる最適な素材であろう。行政介入の主要形態としては、第一に体制に協力的な有力者を行政公認候補として選挙支援するものであり、第二に行政官アルファンの事例にみられるように中央政府の人材を落下傘候補として地方議会におくりこむやりかたがある。いずれも、新たな史料による分析が不可欠であり、今後の課題である。

以上の成果については、既刊の論文の他に、ジロンド県万博委員会の委員長を務めたボルドー市長アントワヌ・ゴティエの日記分析、および商業会議所にみる砂糖問題の論議に関する論文をまとめている最中である。

### (4) 今後の課題についての整理

こうして得た成果は、今後の研究のための

新たな作業仮説となる。この観点から、依然としてなすべき課題は多い。

第一に、農業会議所をも含めた人的構成とその地域権力的意味を探り、地域権力圏ともいべき実態とその変容を、より具体的に明らかにする作業が残っている。

第二に、商業会議所による砂糖問題へのとりくみの意味をさらに深く分析する必要もある。ワインの「質」向上をめぐる論議も同時期にあったことをあわせて考慮すれば、この問題は先の 1855 年格付制定の論理にも通底していたと考えざるをえない。したがって、会議所が固執した「グランクリュ」の論理を、ワイン製造に内包される諸問題に即して分析するという課題も残されている。

第三に、より大きな問題系として、帝制統治との関係において、中央政府の人材が地方議員として在地化するなどして地域権力圏にくいこみ、従来の地域権力保持層の相対的な弱体化を誘引するといったような、地域権力のダイナミズムをより多くの具体的事例をつうじて読み解く必要もある。ここには、ボルドー地方のシャトーの外來資本化という事態の進行も関係した可能性がある。また、ボルドー側の対抗論理がいかなる歴史的特徴をもつのかについて、またさらには「工業化」の時代においてそれがいかなる歴史の意味ないし射程をもった思想なのかについても、より深く検討する価値もあるだろう。

最後に、本研究をふまえた今後の進捗計画について付言しておきたい。

第一に、研究成果を書籍としてまとめる作業に力を入れたい。平成 24 年度からの一年間は、科学研究費補助金（研究成果公開促進費）を利用し、これまでの科研費による研究〔平成 15～17 年度 科学研究費補助金・若手研究(B)：研究課題「近代ヨーロッパにおける都市個性の変容に関する史的分析：ボルドー史研究序説」〕とあわせて研究成果をまとめ、研究書として刊行する作業を精力的にすすめる予定であり、すでにこのための作業を開始している。

第二に、ボルドー地域史やワイン文化史に関する欧米の研究業績を広くわが国において紹介するための作業として、翻訳書出版にもかかわりたいと考えている。その第一弾として、著者と連絡をとりつつ、ボルドーワインの 1855 年格付に関する初の本格的な研究書 Dewey Markham, Jr., *A History of the Bordeaux Classification* (1998) [マーカム『1855 年 ボルドーワインの格付の歴史』] の翻訳を鋭意進めているところである。これと並行して、欧米のボルドー史研究者ないし第二帝制期地域史研究者との連携を模索し（すでに、ボルドー在住 Philippe Roudié 氏とコンタクトをとっている）、国際的共同研究への道筋を開

くべく、着実に研究活動を進めていきたい。

第三に、研究成果の社会的還元にも積極的にとりくむこととする。成果を大学講義や市民講座等のテーマとすることはいうまでもないが、一般向けの文筆物をつうじても所期の目的を果たしたいと考える。なお、すでに地域住民を主な対象とする「平成 23 年度大沢暮らし百科」の講師を務め〔「国際文化理解～ワインを通してフランスの歴史と文化に触れる」(2011 年 9 月 8 日於仙台市大沢市民センター)〕、ワイン関連の歴史に対する一般市民の高い関心に触れたところである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

1. 野村啓介, 1855 年のパリ万国博覧会準備にみるジロンド県万博委員会とワイン出品問題—フランス第二帝制下における万博政策と地域権力—, 『国際文化研究科論集』, 査読有, 第 19 号, 2012 年, 91-102 頁
2. 野村啓介, 近代フランス地域権力史研究における統計的手法の可能性に関する予備的・批判的考察 — ルメルシエ, ザルク著『歴史家のための数量的手法』によせて—, 『ヨーロッパ研究』, 査読無, 第 8 号, 2010 年, 1-41 頁
3. 野村啓介, フランス第二帝政史研究の現状と課題 — ワイン・万国博覧会・日仏交渉史, 『歴史と地理』, 査読無, 第 629 号(世界史の研究 221), 2009 年, 51-54 頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

野村 啓介 (NOMURA KEISUKE)

東北大学・大学院国際文化研究科・准教授

研究者番号：00305103

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：